平成２６年（フ）第４０号
東京都西東京市芝久保町５丁目１番２号
債務者　黒川　春男
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　宏光
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２２４号
東京都八王子市川口町1487番地10
債務者　下田　　晃
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
東京都小平市仲町171番地トランプハウス２―203号
債務者　笹本　雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　洋平
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０４号
東京都八王子市明神町３丁目26番10号土屋ビル605号
債務者　山口　順子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５９号
横浜市緑区霧が丘６丁目10番地２　美喜ハイツ202号
債務者　飯田　陽子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　典宏
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月23日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６８号
熊本市東区小峯４丁目４番90号　リバティ小峯103
債務者　宮田　義子（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎮西　正弥
4　破産債権の届出期間　平成26年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月１日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
群馬県前橋市大利根町１丁目７番地９
債務者　浅井　雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和貴
4　破産債権の届出期間　平成26年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４４号
静岡県富士市入山瀬640番地の１　メゾンマリアージュＢ201号、前住所静岡県富士市松岡209番地の８
債務者　日原　敏彦
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　聡子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４９号
静岡県富士宮市黒田61番地の10
債務者　小澤　敏郎
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　章利
4　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１７７号
広島県廿日市市地御前北１丁目９番21号
債務者　尾田　幸男
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　亜矢
4　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５号
宮崎市桜町25番地12　レオパレスウィステリア103号
債務者　三牧　国広
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　破産債権の届出期間　平成26年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１９号
福岡県大野城市上大利２丁目11番22号
債務者　井上　真二
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２号
岡山県総社市福井2062番地　アーバンハウス横溝Ｂ103
債務者　浜田雄一郎
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡邑　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９５９号
堺市東区北野田231番地45、事業所所在地大阪市天王寺区北河堀町７―13
債務者　ビーバーデンタルラボラトリーこと　山田　芳伸
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部